

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉 2550番地

氏 名 有限会社イデント
代表取締役 井手 健太

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

佐賀県知事 山口 祥義

許可の年月日 令和5年（2023年）8月16日
許可の有効年月日 令和8年（2026年）11月12日

1. 事業の範囲

収集運搬業（積替え・保管行為を含む）

特別管理産業廃棄物の種類

汚 泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機磷化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 油（揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃 酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、シマジン、チオベンカルブ又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

感染性産業廃棄物

以下余白

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

所在地	佐賀県佐賀市久保泉町大字下和泉字天神松435番1			
産業廃棄物の種類	面積	保管上限	高さ	備考
感染性産業廃棄物	3.2m ²	4.4m ³	1.8m	屋内

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

令和3年11月13日 更新許可

令和5年 8月16日 変更許可 積替え・保管行為を含む特別管理産業廃棄物の種類（感染性産業廃棄物）の追加 以下余白

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

この許可に不服があるときは、この許可証を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、環境大臣に審査請求をすることができます。また、この許可を受け取った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告（被告の代表者は、佐賀県知事です。）として訴訟を提起することができます。